別記第１１号様式の（２）（第１１条関係）

廃　　止　　届

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務の種別 | | 一般販売業　　　農業用品目販売業　　　特定品目販売業 |
| 登録番号及び登録年月日 | | 第　　　　　　　　号　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 店舗 | 所在地 |  |
| 名称 | 電話　　　－ |
| 廃止年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法 | |  |
| 備考 | |  |

上記により、廃止の届出をします。

　　年　　月　　日

〒

住　所

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号　（　　　　）　　　　－

（宛先）金沢市保健所長

（注意）

１．登録票を添付すること。

２．附則第３項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあってはその旨を備考欄に記載すること。

毒物劇物所有品目数量一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 毒物  劇物  の別 | 品　　　　名 | 数　量 | 保管又は処理の方法 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注意）保管又は処理の方法欄には、毒物及び劇物取締法施行令第４０条（廃棄の方法）により、毒物又は劇物の廃棄の方法を具体的に記載すること。

（参考：毒物及び劇物取締法施行令第４０条）

第４０条　法第１５条の２の規定により、毒物若しくは劇物又は法第１１条第２項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

一　中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第１１条第２項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。

二　ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。

三　可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

四　前各号により難い場合には、地下１メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。